

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

中世における天皇と音楽：御師について(上)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 1994-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/746

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



中世における天皇と音楽

— 御師について (上) —

豊永 聡美

はじめに

一、御師の呼称

二、御師の形態

(一)、「正式の御師」

(二)、「特別の御師」

(三)、「事実上の御師」

三、御師相互の関係

おわりに

はじめに

中国の経書『礼記』の一節に「樂は聖人の樂しむ所なり、而して以て民心を善くす可し。其の人を感ぜしむること深く、其れ風を移し、

俗を易ふ。」と見られるように、古代中国において、天子は音楽を習得することにより心安らかにし、音楽を通じて民を慈しみ、天下に徳を施すと考えられてきた。同様に日本でも、音楽は天皇にとって単なる娯楽にとどまらず、帝徳として修養すべきものであり、かつ自身を尊厳化し、権威化する道具の一つでもあった。それ故、天皇にとって音楽は帝王学の一つとして重視され、幼少より楽器を嗜み、音楽全般にわたる知識を習得してきたのである。このように天皇と音楽の結びつきは極めて深いにもかかわらず、歴史的な考察はほとんどなされていない状況にある。

そこで本稿では、天皇と音楽との関係について考える際の一つのテーマとして、天皇の幼少より音楽の教授にあたった御師について考察をしていきたい。

一、御師の呼称

まず、天皇に音楽を教授する立場にあった者が何と呼ばれていたかその呼称についてみていきたい。

史料に散見するそれらの呼称をランダムに列記すると、「御師匠」、「御師範」、「御師」、「御笛師・御琵琶師（楽器名が入る）」、「帝師」、「侍読」などがみられる。楽器名が入るのは言うまでもなく、その楽器を教授する者という意味であるが、それらを含め基本的にそれぞれの呼称による内容上の区別はなされていない。また用いられていた時代の差異も見受けられず、中には一つの史料に二つの呼称が同時に使われているものもある。本稿では以下、最も使用例が多く、一般的に使われていたと思われる「御師」を用いることとする。

ところで、これらの呼称の中に「侍読」という他とニュアンスの異なる呼称があることが注意を引く。たとえば、堀河天皇の御笛師である源政長について「政長朝臣御侍読トシテ笛ヲ吹」とか、龜山天皇の御琵琶師藤原孝経について「師読の功は一字すでに千金にひとしきがゆへに、たち所に昇殿をゆるされにけり」と見える。また順徳天皇御撰の『禁秘抄』では、歴代天皇の御師についての説明が、学問の師とともに「侍読」の項目の中でなされている。侍読は、本来は天皇又は皇太子に学問を教授する師をさす言葉であるが、天皇の音楽の師に対しても用いられていた。

前述した『禁秘抄』によれば、この侍読は世間の認める優れた学者

が任命されるべきものであり、その正式な任命は天皇家の臨時行事の一つである「御書始（御読書始）」の時になされた。御書始とは、皇族・貴族の男子が初めて漢籍の読み方を授けられる儀式であり、天皇の場合は七才〜十一才ごろまでに行なわれた。（中には例外的に、後光厳天皇のように十五才で行なった天皇もいる。）

この御書始に関して、多くの儀式書から知りえるところによれば、侍読は御書始にあたり、宣旨や繪旨・院宣といった正式な手続きに基づいて任命される。また、侍読や尚復（侍読のアシスタントのような者で、侍読が教授したところを復習する職）となる者が地下であった場合は、御書始以前にあらかじめ昇殿が許された。

音楽の師御師に対して侍読という呼称が用いられるようになったのは、「はじめに」で述べたように、音楽が学問と同様に帝王学の科目の一つとなり、その師も学問の師と同列に称されるようになったことによるものと推察される。この間の経緯を伊勢貞丈は『安斎随筆』において次のように解説している。

侍讀といふは天子の學文の師なり君前に侍りて讀書を教へ奉る故侍讀と云ふなり後に轉じて伶人樂曲を天子に教へ奉るをも侍讀と云ふ事になれり是等は文字の侍讀に准じていふなりされば侍讀の號はすべて天子の師と云ふ總稱の如くになれり

以下、御師の形態について考察していくこととする。

二、御師の形態

本稿で御師として取り上げる天皇又は皇太子や上皇の音楽の師は、任命のための正式な手続きの有無により、大きく二つの形態に分類できる。また、正式な手続きをもって任命される御師については、任命の時機、目的によってさらに二種類にわけることができる。具体的には、以下の通りである。

A、宣旨や院宣等の正式な手続きを経て天皇や上皇の音楽の師となつた者。

A₁ 「御樂始」に際して選ばれ、その後長期にわたり音楽の師をつとめた者。↓「正式の御師」

A₂ 秘曲伝授等にあたり特別に師をつとめた者。↓「特別の御師」

B、正式な手続きを経ずに事実上、天皇や上皇の音楽の師となつた者↓「事実上の御師」

「正式の御師」、「特別の御師」、「事実上の御師」という分類の仕方は、それぞれの性格を正確に表現しているとは言えないが、便宜上、本稿で使用していくこととする。

以下、それぞれの御師について個別に考察していきたい。

(一)、「正式の御師」

A 「正式の御師」は、天皇又は皇太子が初めて管弦の楽器を手にする「御樂始」⁽¹⁰⁾において、宣旨や院宣等の手続きによって定められる。また後述するように、何らかの理由で正式の御師が役目を果たせなくなった場合（死去したり流罪となった場合など）、その後任として、その時点で置かれることがある。

「御樂始」⁽¹¹⁾がなされるのは、天皇が十歳前後、即ち概ね九才から十才の間である。楽器は天皇によって異なるが、笛・琵琶が主流であった。ただし、平安前期には和琴や箏の、鎌倉後期から室町期にかけては笙の御所作（天皇や上皇が楽器を弾くこと）が多くみられる。⁽¹²⁾

「御樂始」について、管見できた最も古い例は堀河天皇であり、続いて近衛・後鳥羽の両天皇である。近衛天皇の時には、すでに天皇の通過儀礼の一つとして定着した感があり、以後、「御樂始」にあつたの儀式次第等も整えられていったと推測される。

「正式の御師」は、天皇の音楽の修得について、いわば責任者として正式に指名されるわけだが、当時、音楽を堪能とする者にとつて相당한名譽ある職であり、殿上人の中でもこれになるために、自薦他薦の動きもあつた。例えば、後鳥羽院の琵琶始めに関する数少ない史料である『文机談』を見ると、後鳥羽院の御琵琶師に二条定輔が選ばれるに至つた経緯を垣間見ることができる。⁽¹³⁾それによれば、定輔は後鳥羽院の母七条院殖子と従姉妹の関係にある縁から、後鳥羽院の幼少よ

り近習する身にあり、得意とする琵琶の手ほどきをしている。そして「やうく御元服ありて十二三にもならせをはしましぬれば、御此巴始あるべしとて天下鼓操す。職事、日時の勘文など陰陽頭にたづねらる。九条摂政殿よりはじめまいらせて、たれかは御師にまいらせ給べき、九条殿か大宮のをとゞか、この御あらそひにてぞあるべからんなど、世にもれいの事なれば申けり。又さならぬ巨家たちもおぼしめしはなつ御事なかるべし。」と見られるように、いよいよ御琵琶始にあたり、正式に御師を選定する運びとなったが、当初、御師の候補には定輔の名前はなかった。これに不本意な定輔は、直接に天皇に懇願し、その結果「べちの師あらず、定輔卿をもて師範とすべし」という勅定が下り、結局、定輔が御師に任ぜられたということである¹⁴。しかし、このように天皇が自ら御師を選定することは稀であり、「御樂始」に臨む天皇が幼少であるが故に、この「正式の御師」を決定するに際しては、天皇に何らかの影響を有する者が主導的な役割を果たした場合が多いようである。

そこで、以下しばらく堀河、近衛、後鳥羽各天皇の「御樂始」をもとに、御師決定に至る経緯をみていきたい。

まず堀河天皇の場合、天皇は寛治二年（一〇八八）八月七日、御年十一歳の時に御笛始を行なっている。堀河天皇は、村上・一条朝を最後に、衰退しはじめた管弦の道を再興し、殿上・地下を問わず、後世に名を残す音楽の名手を一気に輩出する土壌を作り上げた天皇として、音楽史上見逃すことができない天皇の一人である¹⁶。天皇自らも楽器を御所作し、特に笛を得意としたことについては、数多くの逸話

が残されていることから知らることができる¹⁷。さて、天皇の生涯に影響を与えることとなった御笛始（笛を楽器とする御樂始）に関わる史料を三つほど掲げたい。

① 『中右記』 寛治二年八月七日期

七日辰庚天晴、有レ行ニ幸院、依レ可レ覧ニ七番相撲ニ也、（中略）還御之後依ニ日次宣ニ、召ニ刑部卿政長朝臣、自本算習ニ殿人也御々笛ニ云々、

② 『為房卿記』 寛治二年八月七日期¹⁸

寛治二年八月七日、於ニ昼御座ニ不檢御ニ裝束、令レ習ニ御笛ニ給、為房奉レ仰、召ニ刑部卿政長朝臣、令レ参ニ候實子ニ、先奉レ授ニ平調序井万歳樂ニ者、即以入御、

③ 『中右記』 承德元年閏正月四日期

四日巳時許正四位下行内藏頭兼備中守源朝臣政長卒、十六（中略）今爲ニ内并院殿上人、傳ニ累代之業ニ、長ニ管絃之道ニ、寛治元年以來爲ニ當時御師ニ、常近ニ龍顔ニ、而從ニ去年ニ勞ニ邪氣ニ、今日遂逝去、哀哉、

史料①では、堀河天皇が源政長を召して単に笛を習ったにすぎないように見えるが、史料②が『主上御笛始記』に所収されていることから、この日が御笛始であったことがわかる。しかしながら、院での相撲御覧から還御してなされていることからすると、この段階における御笛始は、まだ儀式としてさほど重視されていなかったようである。

いずれにしても、この御笛始において源政長が御師とされたと考えることができ、この御笛始を主導し、御笛師として源政長を選んだ者は外祖父の摂政藤原師実と推測される。なぜなら、第一に源政長は単に師実の側近であるのみならず、師実主催の御遊において所作をつ

とめたりしたほか、政長の別宅に師実が逗留するなど、⁽²⁰⁾師実と密接な関係があったと窺える人物であること、第二に政長の死後、続いて御笛師に選ばれたのが師実の五男藤原忠教であること（後述）、第三にこの儀に携わっている藤原為房が師実の家司でもあることからである。一方、師実自身、琵琶を得意とし、「閑白の御比巴のはじめ」とか「管弦の棟梁、絲竹の好士」と評されるほどの人物であり、音楽に對する関心が深かった。こうしたことから推測すると、堀河天皇の御笛始は師実の主導でなされ、御笛師には師実自身が認める源政長を任命したと言えるのではないだろうか。

次に、近衛天皇の御笛始の例をみていきたい。

近衛天皇は若くして崩御したせいも、同天皇の音楽に関する事績はほとんど知ることができない。⁽²³⁾が、元服前の十一才の御年に藤原宗輔から、笛の教授をうけたことが以下の史料からわかる。⁽²⁴⁾

久安五年四月十六日、伝聞、上年十一始習^(近衛天皇)横笛於權大納言宗輔卿^(藤原)。⁽²⁵⁾

後日送^(マ)札賀^(マ)之、又問其礼報状日、十四日撰政告召、十六日未刻着^(藤原忠通)束

帶^(藤原)參^(藤原)内侍殿上、但馬守光隆朝臣^(御乳)傳召、即經^(上戸)、候^(二)寢殿西一間

簀子^{(皇居以寢殿、依^(二)御氣色^(二)更進^(二)御座間簀子^(北)、豫上^(直衣)御^(三)昼御座^(一)、即}

習^(二)方歲樂^(一)之^{(笛自^(一)上所吹^(二)、宗輔俱十返許吹^(二)之、訖退出⁽²⁶⁾)}

前述した堀河天皇の御笛始が、外祖父である撰政藤原師実の主導であったと推測されるのに対し、近衛天皇の御笛始は父である鳥羽院の主導でなされたと推測される。

鳥羽院は、堀河天皇に劣らず笛が堪能であったように、晴れの舞台である御遊においても、しばしば自ら笛の御所作をしており、⁽²⁶⁾その堪

能ぶりを評す数々の逸話が残されている。⁽²⁷⁾

前掲の史料によれば、近衛天皇が万歳樂を習うにあたり鳥羽院から笛が与えられている。⁽²⁸⁾また御笛始の師となつた藤原宗輔が、鳥羽院自身⁽²⁹⁾の御師でもあつたことから（後述）、この御笛始が鳥羽院主導でなされ、御師についても鳥羽院によつて選定されたと推測することができるのではないだろうか。恐らく、鳥羽院自身が笛に堪能であり、音楽に関心が高かつたが故に、子息近衛天皇の御笛始にあたり積極的な主導を行なつたのであろう。

最後に、後鳥羽天皇の御笛始について考察を加える。

後鳥羽天皇は高倉天皇の第四皇子として、源頼朝挙兵の動乱のさなかの治承四年（一一八〇）に生れた。そして寿永二年（一一八三）、平氏が安徳天皇を伴つて都落ちしたため、その八月にわずか四才で皇位を継承した。以後、院政期間も含めるとその治世は三十八年間の長期にわたり、政治的手腕に優れるのみならず、文武にわたり多芸多才であり、多くの文化的事績を残している。

音楽の面では、笛、琵琶に秦箏⁽²⁹⁾と幅広く活躍している。特に、琵琶については本格的に教習を受け、元久二年（一二〇五）には御琵琶師の二条定輔から秘曲の伝授を受けており、⁽³⁰⁾琵琶の師資相承系譜である「琵琶血脉」にその名を載せている程である。⁽³¹⁾ただし、これから述べる御笛始とちがひ、御琵琶始に関する確かな記録は残されておらず、いつ、どのように行なわれたか知ることはできない。

さて、御笛始であるが、後鳥羽院は建久元年（一一九〇）十月二十二日、十歳の時にその儀を行なっている。以下、御笛始に関する史料

を掲載し、検討を加えたい。

①『玉葉』 建久元年九月四日条⁽³²⁾

四日、卯乙(天)晴、(前略)家實申御笛師事、院宣云、可仰實教(卿)云々、長房申宇治御幸之間事、

②『資実卿記』建久元年十月三日条⁽³³⁾

申刻参殿、申主上御笛令習給間事、今月以吉日、可被始行云々、相尋早可申沙汰之由、有御気色、次参内、退出、仰御笛師事、

③『同記』建久元年十月二十二日条⁽³⁴⁾

十月廿二日、癸卯、天晴、今日主上初可令習御笛給上、仍御笛、自院可被奉也、宝蔵御笛箱所召出也、中納言定能卿・宰相中将実教等、於御所撰定御笛、其内寛治聖主并鳥羽・高倉両院御物以下名物等、有其二数、然而先年御幸八条院之時、所被進御笛、為珍重物云々、幼主尤可令習給之躰也、仍所被遺一件御笛也、予給之、入御笛箱蓋、納長櫃、令持赤衣仕丁二人、庁官忠兼所召具也、予先参殿下、申御笛被進之由、次参内、宰相中将実教卿兼以参内、東御座御鏡管南置御笛管蓋、其上安御笛、先是件笛進御、内總代車差繩、次昼御座御鏡管南置御笛管蓋、其上安御笛、先是件笛進御、御座間西簀子敷二円座一枚、御座間左右供二掌燈二燭也、次出御御引直衣打、予奉仰召宰相中将殿上、参上著二円座、一揖之後自懷中取出二出竜笛、万歳楽一反吹了之後、主上取御笛令吹始御、次入御、宰相中将又退出、次藏人孝道取御笛、進御所了、宰相中将参朝餉方、奉授之、

以上の史料より、後鳥羽院の御笛始のおおよその様子を知らることが

できる。中でも注目すべき点は、御笛始にあたり、父の後白河院が院の近臣藤原実教を御師に定める院宣を出していること(①)⁽³⁵⁾、同じく院が御笛始に使う笛を天皇に与えていることである(③)。つまり、この御笛始は前述した御琵琶始(天皇自ら選定)とは異なり、後白河院主導でなされたと言えよう。⁽³⁶⁾

なお、このように御笛始を行なった後鳥羽院であるが、その笛の御所作についての記録はあまり見られず、建久八年(一一九七)朝勤行幸の御遊で笛の御所作をしたのが僅かな例である。⁽³⁷⁾その後、笛は止めてしまい琵琶に没頭していったようである。⁽³⁸⁾

以上、本節で堀河・近衛・後鳥羽と三代の天皇の御笛始等を参照しながら考察した結果、天皇の「御楽始」に選ばれた師こそ宣旨や院宣といった手続きを経た「正式な御師」であること、そして彼らはいずれも殿上人の中でも高貴な身分に属する者であったこと、更には、御師の選定には、時の天皇に影響力をもつ摂関なり上皇が深く関与したということが指摘できよう。⁽³⁹⁾

ところで、記録上、御師と称されていることが確認されないものの「正式の御師」に相当する役割を果たしている者が存在する。ここでは、藤原忠教と藤原信通について触れておきたい。彼らは、恐らく「正式の御師」に含めて考えられるべきであろう。

まず、堀河天皇の御師と目される藤原忠教から検討していきたい。藤原忠教は、前述したように堀河天皇御笛師の選定に主導権を握った関白藤原師実の五男であり、忠教の息には、藤家蹴鞠の祖として有名な藤原頼輔がいる。忠教は笛を堪能としており、『今鏡』にも神楽

の笛をよく吹いたという話が見える。⁴⁰⁾

忠教が笛の所作人として、天皇・貴族の遊興である御遊に初めて登場したのは寛治六年（一一〇九）四月十二日であった。⁴¹⁾その後しばらくの間の所作は見られないが、康和元年（一一〇九）三月になされた和歌御会の御遊で再び笛の所作をつとめており、⁴²⁾以後、所作人を判り得る御遊のほとんどで忠教が笛の所作をつとめている。本来、御遊の所作人となるのが音楽を堪能とする者の誰もが憧れる状況で、かほどの地位を占めるということは並大抵のことではない。中でも注目すべきことは、康和四年（一一〇二）白河院五十御賀の御遊、⁴³⁾並びに長治二年（一一〇五）朝勤行幸の御遊では堀河天皇と一緒に笛の所作をつとめていることである。⁴⁴⁾御遊において天皇とともに所作をつとめることは、ほとんどの場合が御師であったことからすると、⁴⁵⁾忠教が御師であった可能性は極めて高いといえよう。

ちなみに、忠教が御遊の場に常に候ずるようになる康和元年という年を考えてみると、堀河天皇の御笛始に選ばれた御師源政長が死去してから二年経過した年である。恐らく、師実⁴⁶⁾は近臣政長を御師に選定した時と同様に、その後継として、子息の忠教を政長亡き後の天皇の御師に任命したのではないだろうか。

次に、鳥羽院の天皇在位中における御師であったと推測される藤原信通について見ていきたい。大方の史料では、鳥羽院の正式な御師は（地下の御師は除く）、藤原宗輔として⁴⁷⁾いるが、⁴⁸⁾実際に宗輔が鳥羽院の御師になったのは、藤原信通の死後、鳥羽院の治世になる頃であったと推測する。以下、その根拠を述べていきたい。

まず、いくつかの史料を掲載したい。

① 『中右記』永久二年二月十一日条

（前略）五位置三御遊物具、頭中將取三御笛一奉三殿下、⁴⁹⁾殿下取レ之

令レ進三主上一給⁵⁰⁾、⁵¹⁾堪三管絃三殿上人依レ召候三座末、殿下、⁵²⁾治部

卿、⁵³⁾予、⁵⁴⁾信通朝臣、⁵⁵⁾敦兼朝臣、⁵⁶⁾伊通、⁵⁷⁾雅定朝臣、⁵⁸⁾呂安名尊、⁵⁹⁾席

田、鳥破急、主上御笛誠神妙也、上下感歎、（下略）

② 『御遊抄』永久二年二月十日条

（前略）

笛 主上御所作⁶⁰⁾

信通朝臣

（下略）

③ 『玉葉』安元元年正月四日条

高倉天皇、朝勤行幸における笛の御所作に関する記事。

（前略）

抑、主上令レ吹三御笛一給事、近古例、寛治三年正月十一日、堀川院、⁶¹⁾始

有⁶²⁾御笛事、政長朝臣爲⁶³⁾御師匠、仍其息有賢被⁶⁴⁾免⁶⁵⁾昇殿、⁶⁶⁾鳥羽院

御宇、永久二年二月十一日⁶⁷⁾始令⁶⁸⁾吹給、⁶⁹⁾呂歌樂等如⁷⁰⁾今度、⁷¹⁾律、

伊勢海、萬歳樂、五常樂、急數反、保安元年二月二日有⁷²⁾此事、⁷³⁾歌樂等如⁷⁴⁾

今度、永久御笛外、宰相中將信通吹⁷⁵⁾笛、（下略）

まず史料③より、この日が鳥羽天皇の公の場における初めての笛の披露であったことがわかる。なぜなら、同じ近古の例としてあげられた堀河天皇は寛治二年八月七日に御笛始を行なったことが明らかなため（前述）、「始有⁷⁶⁾御笛事」という意味が、御遊後における初めて

の笛の披露を意味すると理解できるからである。

さて、ここで注目すべき事は、この場において笛の御所作に不慣れた天皇とともに笛の所作をつとめているのが藤原信通ということである。

前述した如く、御遊などで初めて天皇が楽器の御所作をする時に側に候じ、時には天皇とともに所作をつとめることは、大概の場合は御師の役目である。しかも③によれば、永久二年の時は「無_三御師匠賞_一歟」と記されている点からして、その日に限って特別に引き立てられた者でもないと推察されることから、信通は鳥羽天皇の「正式の御師」であつたと言えよう。しかし、信通は鳥羽天皇の初めてのの笛の披露から、僅か六年後に死去しており、御師として奉公した期間は短かつたと思われる。

藤原信通なる人物は、単に笛が堪能であつただけではなく、白河院の寵臣藤原顕季の女を母とし、信通自身も院の寵愛を受ける近臣であつた⁽⁴⁷⁾。おそらく、白河院によって鳥羽天皇の御笛始に御師に選ばれたのではないだろうか。

一方、「鳥羽帝御笛師」と称される藤原宗輔が御師になつたのは、信通の死後から鳥羽院政期に至る頃と推測する理由は、第一に信通の生前に鳥羽天皇との関係で宗輔が登場することが見当たらないこと。第二に御遊において宗輔が天皇とともに笛の所作をつとめた初めての機会が鳥羽院政の始まる前年の大治三年(一一二八)であること⁽⁴⁸⁾。第三に鳥羽院政が始まるとともに、宗輔はすぐに権中納言になり、この頃から昇進が速やかになつたことである。なお、御師となつた後の宗

輔については、大治五年七月二五日に宗輔の母が死去した際に鳥羽院から仏教供養の沙汰があり、人々を驚かせるほど格別な取り計らいを受けるなどの寵愛を受けている⁽⁴⁹⁾。更に鳥羽院の主導でなされた近衛天皇の御笛始にあたり、宗輔が近衛天皇の御師に選ばれている。

以上の点から、鳥羽天皇の御笛始にあつては、白河院近臣の藤原信通が御師に任命されたが、信通の死後、鳥羽院政下となる頃から藤原宗輔が御師になつたと推測する。その意味では、「正式の御師」はその前任者が天皇の存命中に死去した時などには、必ずしも「御樂始」でなくても、他日、任命されることが有り得ると考えられる。

(二)、「特別の御師」

「特別の御師」と分類した師についてであるが、この御師の事例の多くは、本稿の考察の対象としない後嵯峨院政期以降に見られるため、詳しくは次稿に譲るとして、概略のみ簡単に触れておきたい。

「特別の御師」は、「正式の御師」と同様に宣旨等の正式な手続きにより任命される。その意味では、任命形態からすれば「正式の御師」に近い。しかしながら任命の目的が異なることから、時機・役割において差異がある。

たとえば、既に教習を受けている「正式の御師」が伝習していない流派の曲などを、天皇が希望して特別に習うといった際に、その時だけ御師に任命される場合がある。また琵琶の秘曲伝授にあたり、特別に御師に任命される場合もある。いずれも、一時的に任命されるもの

である。

ただし、一時的に「特別の御師」になった者は、必ずしも殿上人に限られておらず、むしろ、その多くは秘伝を伝習する楽の家として、次節で述べる「事実上の御師」をつとめていた者から選ばれている。その意味で「特別の御師」は、「事実上の御師」とされた人々とほぼ同一群の人物を構成していると言えよう。

(三)、「事実上の御師」

本節では、正式な任命はなされていないが、実際には天皇に音楽を教える（厳密には音楽をもつて仕える）立場にあり、総じて後世の記録において御師と称されるようになった「事実上の御師」(B)について考察していききたい。

堀河天皇の御笛始にあたり、源政長が御笛師として任命されたことは前述したが、政長の他にも清任という笛の師が存在したことが『禁秘抄』や『楽家録』⁵⁰から知ることができる。特に『禁秘抄』「御侍読事」という項目の中には「堀河院御宇、楽人清任奉授_レ笛、天曆御宇秀高例也。但、如_レ此管弦、地下御師匠尤無_レ由」とあり、清任が地下身分の御師匠と認識されていたことがわかる。

また、音楽をことのほか愛好した堀河天皇は、笛のみならず、笙や神楽にも興味をもっており、笙の御師には豊原時光・時元父子の名前が見られる。豊原氏は笙を主業とする楽の家であり、同氏の笙始祖とされる有秋、並びにその子息公元が村上天皇の御師となつたとされて

おり、その後、「代々御門御師」の家柄として名声が確立していったようである。

豊原时光は、村上天皇の御師と伝えられる公元の孫であり、後世の雅楽に関する編纂物である『体源鈔』⁵¹や『楽家録』⁵²には堀河天皇の御師と記されている。しかしながら実際のところは、本当に御師であったか疑問が残るため、今回は考察の対象からはずし、他の史料からも確認できる時光の子時元について考察していききたい。⁵³

豊原時元は康平元年（一〇五八）に生まれ、⁵⁴音楽的才能にあふれるのみならず人格的にも優れていたらしく人物評価は頗る良い。⁵⁵そして『楽書補任』天永二年（一一二一）の条には、「左近将監 時元 笙一年五十四」と見られ、保安四年（一一二三）に死去するまで、⁵⁶楽所勾当や楽人一の者に任ぜられるなど、⁵⁷楽の世界に確固たる地位を築いた存在であった。時元が堀河天皇の笙の師であったことは、物語・系譜・編纂物等に数多く散見しているが、⁵⁸その割には第一次史料は乏しい。以下、十五世紀末成立の記録になるが二つほど紹介したい。

①『親長卿記』文明十四年七月二十一日条⁵⁷

廿一日 晴、早且忠顯基富等朝臣來、有_二朝鞠_一、兵部卿^{源朝臣}來、縁秋朝臣所勞危急、多年上階事望申、依_二御師範_一也、可_レ爲_二如何_一哉云々、先規自然丸、^{上略}、豊原時元、^{上北面}、^{下略}

②『明応二年鳳管灌頂記』明応二年五月十三日条⁵⁸

十三日。寶幢院文殊講。^{略之}
今夕 禁裏御灌頂之儀。頭中將殿^{公時}。御奉行也（中略）
一笙御灌頂斗今度初例也。村上堀川兩御代。曩祖時延時元等爲_二御師

範雖^レ被^レ遊^レ之。御灌頂事無^三所見^一。誠可^レ謂^三千載之一遇^一。大幸之至。難^レ盡^レ筆^三端^一之。

これらの史料より、十五世紀末の時点では、時元が堀河天皇の御師匠として北面に候じることが許されたと認識されていたことがわかる。実際、『群書類従』所収の「豊原氏系図」⁽⁵⁹⁾の時元のところには「右近将監 依^レ為^三堀河院御師範^一 参^三上北面^一 神楽相伝」と記されている。北面とは簡単に言うならば、本来は昇殿出来ない人々を院に近侍させるための仕組みであるから、地下の家柄である豊原氏にしてみれば、音楽に秀でることにより格別の恩恵を受けることができたと言えよう。

実際に時元に対する堀河天皇の寵愛は深く、夏の暑い時に天皇が時元のために氷を取り寄せ（氷がないときには扇）を与えたといった逸話も残っている⁽⁶¹⁾。また、同じく夏の暑い日に、堀河天皇は心を涼しくするような曲を時元にリクエストしたり、天皇主催の殿上人対地下人の楽敵（管弦の対抗合戦）の際には、殿上人側の笛の奏者たる堀河天皇に対抗する地下人側の笛の奏者に時元が選ばれている⁽⁶²⁾。

こうした話からみる時元は、前述の「正式の御師」とは異なる、音楽の相談役とも呼ぶべき存在であったように思われる。恐らく、その当時は「御師」とは認識されていなかったのではないだろうか。それが後世の編纂物で「堀河院御師」と記さるようになった理由については、「豊原家の家系をかざる好資料であるがために、笙道解説程度の御師範の事実が、喧伝せられて、系譜に収載せられ、それを體源鈔や楽家録などが特記したがために、後世帝と笙道とは非常に深い関係

を存する様に考へられるに至ったものであろう⁽⁶³⁾。」という平出氏の指摘が当を得ているように思う。

ところで、鳥羽院の御代にも時元と同様に北面を許されたと伝えられる戸部清延という楽人がいる。『楽家録』所収の「戸部横笛相伝」系譜に出てくる清延について「依^レ為^三鳥羽院御師^一 参^三北面^一」と記されている。

戸部清延の略歴については、『楽所補任』からおおよそ知ることができる。それによれば白河院北面となった正清の二男として寛治七年（一〇九三）に生まれ、永久四年（一一一六）左近府生、保延二年（一一三六）雅楽属、保延五年（一一三九）雅楽允というように、楽人としての出世コースを歩み、久安二年（一一四六）には笛一者となり、更に翌年には、大神基政の例にならって五位に叙されるなど、地下楽家の出身としては最高の位に到達している。大神基政は同じ鳥羽院の御師として活躍し、長承元年（一一三二）に「五位新叙近來楽人初例也⁽⁶⁴⁾」とされた人物である。この基政と同様に叙されたことから類推すれば、清延も後に「鳥羽院御師」と称されるに値する活躍をしていたと想像できよう。実際に、『教訓抄』や『古今著聞集』等には、鳥羽院の時代に清延が笛一の者として活躍した話が散見される。しかしながら、清延が鳥羽院の御師であったとする史料としては、前述した『楽家録』所収の系譜及び『同』所収の「御師範之例」に鳥羽院の御師として名前が挙げられているのみであり、実際に御師に任ぜられたかどうかは疑わしい。恐らく清延も豊原時元と同様に、鳥羽院に重用された優秀な楽人ではあったが、実際は当時御師と認識されてはい

なかったのではないだろうか。

以上、後世の編纂物等で御師と称されている楽人の多くは、天皇の「御樂始」等で正式に選定された「正式の御師」とは異なり、身分的には昇殿を許されていない地下の者であり、正式な任命はなされていないもの、実際には音楽の専門的な内容に関する相談役をつとめるなどして天皇に重用された祇候人であつたと推測する。⁽⁶⁵⁾

(三) 御師相互の関係

前章では、御師は大きく「正式の御師」と「事実上の御師」に分けることができることについて述べてきたが、この「正式の・事実上の御師」の存在こそ、御師の形態を考える上で重要であると思われる。つまり、両者がうまく共存することにより、天皇の音楽を支える御師の像を形成していると言える。

以下、今までの考察の対象にはなかつた二条・後深草・龜山天皇の御師に視点をあてて述べていきたい。まず、二条天皇の御師について、以下の史料から見ていこう。

① 『文机談』巻第一後半「後白河院御時明伶事」

二条院御比巴、有安・信綱などこのみよに候けり。孝定は妙音院の御てがはりとてつねに御湯殿のはざまなどに候て、四絃の曲を奏す。めうくわん博玄といひけるすき物もこの御時にうまれあひにけるとぞうけ給はる。

② 『文机談』巻第一後半「孝博以来樂道事」

又新院^(龜山)は御比巴をもきこしめさる。御師には孝道が二男孝経のおは

りのかみめしうださる。この家にこのみちをまなびはじめける事は長慶よりとぞうけ給はる。その孝博は無官無位、比巴の藤三とてやみぬ。出家のちこそ妙音院^(師長)の御師にもまいりけれ。その孝定^(元孝忠)、これはしかるべき家の人なりしかども、祖父孝博がことなりてあらぬみちにいりにけり。尾張の国司になりて、妙音院、中納言の中將とて土佐より御帰京の後、二条院の後師範にまいらせをしましける時は、御小師とてこそまいりしか。ちハきの帝師をばげがさず。そのこにてわが身達者たりしかば、妙音院の御附属を給て孝道とていみじき名譽の仁なりしかども、又帝師にはいたらざりき。

③ 「琵琶血脈」(『伏見宮旧藏楽書集成 一』所収)

号妙音院 字治左大臣朝臣師長
— 太政大臣藤原朝臣師長

— 二条院

二条天皇は琵琶と箏に堪能であつたが⁽⁶⁶⁾、特に琵琶には深い関心もち、その道を窮めたとされている。⁽⁶⁷⁾

さて、前掲史料から特記することは、「正式の御師」としての藤原師長の存在と、師長の「御手がわり」(①)として、また「御小師」(②)という立場での藤原孝定の存在である。当時、師長は琵琶のみならず、音楽全般にわたつての名手として名を馳せた音楽の第一人者であつたことからすれば、天皇の御琵琶始にあたり、御師として選ば

れたと推測できよう。⁽⁶⁸⁾一方の孝定は、関白藤原師通の孫藤原成隆と西流琵琶師範家の藤原孝博の女との子として生まれ、その後、外祖父孝博の養子となり、琵琶の伝業を受けている。

ここに「正式の御師」師長とそのアシスタントとして「御小師」孝定という存在が浮び上がったわけだが、当時の孝定はあくまでも、師長の「御手がわり」であり、前述してきた豊原時元や戸部清延の如く、「事実上の御師」となるに至っていないと思う。冒頭で侍読のアシスタントとして「尚復」を紹介したがそれに近い存在であったろう。しかしながら孝定の孫の代以降になると、一族から天皇の師範をつとめる者が多く見られるようになる。このことから考えると、「正式の御師」の「御手がわり」としての孝定の存在が、師範の家としての成長を高めたと言うことはできよう。

続いて、同じく二条天皇の御師をつとめた源通能、中原有安について、以下、史料を参照しながら考察していきたい。

④ 『文机談』巻第三後半「二条院御比巴事」

又大閤師長の御ながれ、二条院御伝受ありき。妙音院土佐国にわたらせ給し時は、源少将通能朝臣、御師にはまいり給き。この羽林は大納言師頼の御まご、左中弁師能の子也。まことに雅兼卿のことぞきこえ給し。玄上も一度ひかれたりけり。妙音院御帰洛の後はひとすぢにならひたてまつらせ給。いみじく諸道にすかせをはします御ころもけり。この君、後白川法皇第一の御子にてわたらせ給。なに事もあしからぬ君にてをはしましたしけり。この道をもふかく御きたありけり。楽所預有安もつねに候き。陪從惟盛などもつねに候けり。

⑤ 『禁秘抄』「一、御侍読事」

(前略) 管絃一條院十一歳。圓融院被_レ傳申_一。然大貳高遠爲_二御師範_一。其後近例。堀川院御笛。備守鳥羽院御笛。太政大臣後白川院催馬樂。實今様。遊女二條院琵琶。少將高倉院御笛。大納言院御笛。實予琵琶。定輔經師殊有_二清撰_一事也。(下略)

⑥ 『胡琴教録』上「諸調子品第七」

師説云。二條院御宇。予祇_レ候樂所_二之比_一。事ノ次ニ仰られていはく。ふるきふにこれをのするところ廿八ヶ調いかやうにぞむべきぞや。仰_二合通能_一比巴師_二しらべ_一ころむと思とるに。一切不_レ被_レ調。爲_レ之如何。申云。一々に被_レ調候物を。仰云。そのしらべ如何。申云。合音少々しるしつくといへどもくはしからず。これにて。次絃合ノ調所探候也。呂律又見_二絃合調_一之由令_レ申畢。頗御感氣あり。依_レ仰。件等ノしらべに。皆ことごとくに。呂には武徳樂の急。律には五聖樂の急等譜をつくりてまいらす。

⑦ 『御遊抄』「臨時御会」

応保九年十二月十日
(元カ)

(前略)

比巴 御所作
有保

箏 兼雅朝臣
惟盛

和琴 忠親

前掲史料より、「正式の御師」としての源通能、「事実上の御師」としての中原有安という組み合わせが浮かび上がってくる。史料④によれば、源通能が御師となったのは、前述した師長が保元の乱により土

佐国へ配流された代わりとしてである。その後、平治元年（一一五九）十一月二十五日に行なわれた晴暑堂の御神楽では、通能が琵琶の所作をつとめるなど、御琵琶師として活躍したようである。しかしながら二条天皇との関係は、「事実上の御師」である中原有安の方がより親密であったことが、有安の著わした『胡琴教録』から窺える。中原有安については、石田百合子氏による一連の研究があるので詳述することは避けるが、有安は関白九条兼実の琵琶の師でもあり、兼実から「有安於管弦道入レ力習樂、当世無比肩之人歟」と称されるほど、兼全体を見通す力をも持つ楽人であったようである。地下の身分であるから当然、昇殿は許されていなかったが、楽所に伺候するようになってから、二条天皇の目に止まり、天皇から琵琶の調子に関する質問を受けたり、勅命により玄上（琵琶の名器）を弾いたりと徐々に身近に仕えるようになっていった。そして応保元年（一一六一）になされた御遊では、天皇とともに琵琶の所作をつとめており⑥、「事実上の御師」と認められていたことが窺える。

① 「冷泉相国記」〔管弦御伝受記 部類〕

冷泉相国記

建長四年四月廿一日、甲戌、天晴、主上（後深草天皇）今日始可下令習御琵琶御上、公相可レ為御師匠一之由、兼日有（後醍醐院）院御気色一、此道面目何ニ如之一、故六条大臣殿・入道殿多年嗜ニ此芸一、堪能無双之由、世以称レ之、然而後鳥羽両院・順徳院兩代御師匠定輔卿参仕之間、且棄ニ此道ニ給了、（中略）

先レ是於ニ常御所ニ内内有ニ御習礼一、主上出ニ御昼御座一、頭弁（藤原頼朝）来自ニ上戸ニ召、公相出ニ上戸ニ經ニ簀子一（中略）次万歳樂三句、為ニ後見ニ注レ譜（七上）十下ハ、自ニ三句也一、先々内々聊勾当内侍少々申上云々、仍以ニ唱歌一令レ彈御無ニ相違一、不レ可レ説、向後已被ニ推察一者歟、

② 『文机談』卷第一後半 「本院御樂事」

本院たへぬるあとを、こして四絃をきこしめす。御比巴始には今出河太相国（公相）のおほきをとま、まいらせ給。ないく尾張内侍とて孝時二女、後刑部卿局さぶらひ給ければいみじくきこしめされけり。

③ 「後深草院御記」〔代々琵琶秘曲伝受事（藤原建久）〕

文永四年十月廿三日、今日權大納言藤原朝臣（藤原）參、逢ニ博子一語日、孝行朝臣今明比巴秘曲可レ奉ニ授主上ニ之由、有ニ其沙汰一歟、然者自先有ニ御沙汰、因レ何于レ今朕無ニ沙汰一哉、尤可レ被レ忿歎者、即出ニ此事一、主上御比巴此四五年事也、御師匠故前相国也、而常不レ參歎之間、此一兩年内々又被レ召ニ孝行朝臣（藤原）也云々、此事先不レ知ニ是非一者也、次相国薨後不レ經ニ幾程一、及ニ秘曲御沙汰ニ之間可ニ何様一哉、朕携ニ此曲一已十八年、雖不レ得ニ其器一漸積レ功、秘曲伝受事、孝時法師存生之時、可レ受ニ彼説ニ之由思レ之、且又上皇其旨有ニ御計一、相国又本師匠、猶又可レ習ニ于彼之兩様一思煩之處、孝時法師去年已逝、仍召ニ相国ニ可レ受之由、相思處、彼又薨了、仍旁愁歎無レ極、未レ及ニ其沙汰ニ者也、十二月五日、主上御レ伝ニ受啄木一、御師匠孝行朝臣云々、

④ 「公種朝臣記」〔琵琶秘曲伝受記（藤原正和）〕

文永五年正月十五日、西丁、天晴、今夜、新院令レ伝ニ受琵琶秘曲一（上原石流）給、刑部卿局於ニ寢殿東面一奉ニ授之、其儀無ニ別儀ニ云々、日時御師匠

被_レ折_二申之_一云々、

⑤ 「花山院太政大臣記」〔琵琶秘曲伝受記（龜山天皇）〕⁽⁷⁶⁾

文永四年十二月五日、（龜山天皇）丁、伝聞、天皇令_レ受_二琵琶之秘曲_一給、其儀前尾張

守孝経（藤原）被_レ聴_二昇殿_一、於_二朝餉_一奉_二授啄木_一之由、藏人頭右近中

将具房朝臣（久我）奉_二行_一、

⑥ 「文机談」卷第五前半 「公家御師範事」

文永第四のころかとよ、（龜山）新院の御くらゐるとき御比巴はじまりて、御

師範にめされ給。ときは（おほ落歌）〇みどの、申させ給けるは、「孝時・孝経、い

づれも差別あるべからずといへども、（但孝経参御師事孝時他界以後也）孝時は出家の身也、かつはまた

ふるくめいよありて、みちすでにひろきに及べり。孝経が一流、さて

やみ侍がたし。めしだいだして聞食れん事、みな孝道が黄壤の面目、祖

宗妙音院の本懐たるべし」と御はからひありければ、四条中納言隆行

卿を御使にておほせつかはさる。さて孝経とは名字をあらためける

也。参内するとき、孝経は一卷の書を懐中してまいる。これ張良が一卷

なるべし。又万秋楽の慈尊の説をまいらせ上げるとかや聞へき。陣家

などかまへて、常に候けり。

以上より、両天皇の御師について、おおよそ知ることができたと思
うが、いくつかの点を整理したいと思う。

第一に、両天皇の「正式の御師」は西園寺公相であったこと。特に

後深草天皇の場合は御琵琶始にあたり、後嵯峨院によつて選定された
ことがわかる（①・②）。公相が両天皇の正式な御師に選定された背景
には、西園寺家が代々の琵琶の家柄であったことに加え、両天皇の伯
父にあたる大きな要因であったと言えよう。⁽⁷⁷⁾ 第二に、両天皇と

も公相がつとめる「正式の御師」に対して「事実上の御師」があり、

それぞれ西流琵琶師範家出身の藤原博子そして藤原孝行（後に孝経と
改名）がなっていることである。後深草天皇の「事実上の御師」であ

った藤原博子は、後深草天皇の御琵琶始が行なわれる以前から天皇に
手ほどきをしており（①・②）、⁽⁷⁸⁾ 公相の死後には石上流泉、上原石上流

泉そして最秘曲の啄木を伝授するに至っている。⁽⁷⁹⁾ 一方、藤原孝行は病
弱で御所に上がれない公相に代わつて、龜山天皇に内々に琵琶を教授

する「事実上の御師」であつたが、地下の身分ということもあつて
か、御師として出入りすることはあまり好ましく思われていなかった

ようだ（③）。しかし、公相亡きあと文永四年（一二六七）十二月五
日には、とうとう昇殿が許され、最秘曲である啄木を伝授するに至つ

ている（⑤）。『文机談』の著者隆円はこの時に孝行が御師範になつた
とし（⑥）、続いて「これも家はさる事なれども、地下の四品たりし

かば、御くらゐ高きとのばら、一度はさへも申させ給べけれども、
天下の管絃いまはむげにすたれぬる道にて、執心ふかき人もなく、あ

らそひいどむ臣もをはしまさぬ御代のみこそ、この老翁のためには大
幸にて侍けれ。」と述べているところから考えると、孝行は単なる

「事実上の御師」から「正式の御師」に近い存在に変わつていったと
言えよう。

以上、二条、後深草、龜山という三代の天皇の御師について考察し
た結果、いずれも一人の天皇に対して、家柄が重視される「正式の御
師」と総じて地下の楽人なる「事実上の御師」が、ある時は補完し
ながら共存していることがわかつた。そして、後深草天皇以降になる

と、「事実上の御師」を出す一族が楽家としてその地位を確立するようになり、以後「正式の御師」となることが認められるようになっていく。

おわりに

本稿で考察してきたことの要約をもって、むすびにかえたい。

天皇の御師の在り方は一様ではなく、主に「正式の御師」「事実上の御師」に分類することができる。

「正式の御師」に分類した御師とは、御書始にあたり宣言や院宣でもって任ぜられた侍読と同様に、天皇の「御樂始」にあたり正式な手続きをもって任ぜられた者であり、その選定は天皇に影響力を持つ摂関なり上皇が行ない、殿上人（特に公卿クラス）の者がなつた。（ただし「御樂始」の御師をつとめていなくても、正式な御師の欠乏に伴い、その後選ばれた者は正式な師と認識されている場合が多く、「正式な御師」に含まれると言えよう。）、この「正式な御師」は、天皇に樂を教授するのみならず、御遊等の遊興で得意とする樂器の所作をつとめることをも大切な任務の一つとしていた。

一方、「事実上の御師」に分類される御師とは、正式な手続きをもつて任ぜられた者ではなく、総じて昇殿を許されてはいない地下の樂人の者である。そしてそのほとんどが後世の編纂物等で天皇の師と称されるに至つた者であり、実際は、天皇の御師範というよりは、天皇がリクエストする曲を弾いたり、樂器や樂譜に関する専門的な質問に

応じるなど、手短な音樂の相談役程度の存在であつたといえる。こうした点から考えると、現在の音樂史研究の中では、「正式の御師」も「事実上の御師」も一律に天皇の音樂の師匠として扱っていることは改める必要があると言えよう。

ところで、大隅和雄氏は「院政期に入つて貴族社会全体の基盤がゆらぎ、地盤の沈降がはじまると、中下層貴族のある部分には、学問・和歌・管絃をはじめとする貴族社会が生み出してきた文化のさまざまな分野について、それを専門的に学び、その伝統を維持することによつて、沈降し縮少して行く貴族社会における自己の存在を主張し、家学・家伝を成立させることによつて、家と子孫の安泰をはかろうとするものがあらわれた。彼等は専門的に文化的な内容の取得につとめ、出来うべくくんば伝統に新たな創造を付加することにはげもうとするものであり、その点にのみ自己の目的を限定しようとすることで、前代以来の知識人貴族とは異なつていた。こうした一群のことをここで専門的文化人貴族と呼ぶことにしたい。」という指摘をしているが、この「正式の御師」は、まさしく大隅氏のいうところの「専門的文化人貴族」であり、天皇の師というポストを手に入れることが、中途半端な地位にある中流貴族の家の安定に大きくつながつたと言えよう。同様な事が「事実上の御師」となつた地下の樂人にも言える。つまり、単に樂譜や秘曲、専門的な知識などを子孫に伝えるだけでなく、御師に相当するポストを代々に伝えることが、樂の家の確立につながつたと言える。実際、鎌倉末期以降になると「事実上の御師」をつとめてきた樂家の者が「正式の御師」として認められ、その活躍が見られる

ようになるなど、御師の形態も以前とは大きく変化していくのである。

以上、本稿では中世における天皇の御師について考察を試みたわけだが、先行する研究の蓄積がないテーマであるため、基礎的な誤ちを犯しているのではないかと恐れている。研究者諸氏の御教示をお願いしたい。

なお、御師の在り方に変化が見え始める後嵯峨院政期以降についてはわずかしか考察し得なかった。また、御師によって候ずる場所の相違や御師の恩賞などをはじめとして、本稿で論じきれなかった点が多々あるが、いずれも稿を改めて論ずる予定である。

〈註〉

- (1) 『統教訓鈔』卷第十一上（『日本古典全集』）。
- (2) 師読ニ侍読。師読が使われている記録の例として、『台記』（増補史料大成）天養元年四月二十日条、『玉葉』（名著刊行会）建久元年十二月五日条。
- (3) 『文机談』卷第一後半「孝経被召帝師事」（以下、『文机談』は、いずれも岩佐美代子著『校注文机談』笠間書院 一九八九年）。
- (4) 侍読についての先行論文を捜し得なかつた為、基礎的な誤りをして
いる可能性があり、御教示頂ければ幸いである。
- (5) 古瀬奈津子「行事藏人について」（『国立歴史民族博物館研究報告』第19集 一九八九年）によれば、上卿が関与せず、行事藏人だけに
よって行なわれる儀式や行事は、天皇にとって個人的意味を有する
ということだが、この御書始も行事藏人よって行なわれており、天皇の
私的色彩の強い儀式と言えよう。
- (6) 『新儀式』『西宮記』『北山抄』『江家次第』など。
- (7) 『江家次第』第十七（新訂増補故実叢書）
御読書始事
（前略）次藏人頭奉ニ宣旨ニ召ニ両儒一。仰下可レ勤ニ仕侍読尚復ニ之由上、
儒者為地下者、兼日被賜昇殿也。（下略）
- (8) 『為房卿記』寛治四年六月九日条（内閣文庫 六）
（註7）。但、清原頼業のように、その才名によって格別な計らいで
- (9) 高倉院の侍読となつた場合などは、昇殿が許されず、清涼殿の砌で教
授した例もある。（『禁秘抄』『御侍読事』）
- (9) 新訂増補故実叢書 八、九。
- (10) 「御楽始」という言葉は、管見の限りは見られず、それぞれ「御笛
始」「御琵琶始」といったように楽器名を入れて称されているが、便宜
上「御読始」に対応する形で、天皇の御楽器始めを総称する語として
「御楽始」を用いることとする。
- (11) 「抑楽道の事、代々は十才よりうちこそ御沙汰ありしに、すてに御
成人になるまで、其沙汰もなき心元なく覚侍る。」（『證註 椿葉記』
村田正志著作集 第四卷）
「弱年雖レ不堪ニ其骨一、代々九歳始之間、佳例、始終道繁昌仰ニ冥助ニ者
也」（『貞常親王御記』図書寮叢刊『伏見宮旧藏楽書集成』一 以下、
『伏旧』と略す。）
- (12) 「管弦一条院十一歳、円融院被ニ傳申ニ」（『禁秘抄』『御侍読事』）。
- (12) 『体源鈔』第十一卷「禁裏御笙始代々御例」として、後光厳天皇以降
が列記されている。
- (13) 『文机談』卷第四前半「定輔比巴事」。
- (14) 『文机談』は琵琶の伝来相承の物語であり、その成立は文永以後まも
ない頃とされている。著者は隆円という僧侶であり、琵琶の名手藤原
孝時の弟子として「泰筆相承血脈」に名を載せている人物である。隆
円の師孝時の父藤原孝道と後鳥羽院の御師二条定輔は犬猿の仲にあり、
孝道・孝時父子を敬慕している隆円にとって定輔は面白くない存在であ
った。それ故、物語に見られる定輔の悪口等もある程度差し引いて読

まねばならない。ただ、比較的史実に基づいて書かれており、琵琶の相承関係を知る上では貴重な書と言えよう。

(15) 『文机談』巻第一後半 「堀河院御時」。

(16) 堀河天皇の音楽については、磯水絵「堀河天皇圏の音楽伝承について——楽家の伝承と『続古事談』——」(『説話文学研究』第二十六—九九一年)に詳しい。

(17) たとえば、『懐竹抄』(『群書類従』第十九 巻第三四三)には、堀河天皇が終夜にわたって笛の練習を続け、その息のしずくが土器三杯にもなった逸話を伝えている。また、天皇が上皇の御所に行幸する、いわゆる朝勤行幸における御遊においても、しばしば笛の所作を務めている。(『御遊抄』寛治三年正月十一日、長治二年正月五日、嘉承二年三月六日)。

(18) 『主上御笛始記』(『伏旧』)

(19) 源政長は笛のみならず、堀河天皇の郢曲の御師もつとめた。(『郢曲相承次第』『続群書類従』第十九上 巻第五三三)

(20) 『中右記』嘉保二年八月六日条、嘉保元年八月十九日条。

(21) 『文机談』巻第二前半 「関白殿御所作事」。

(22) 『文机談』巻第二前半 「代々帝師事」。

(23) 近衛天皇は保延五年(一一三九)に鳥羽院の皇子として誕生し、久寿二年(一一五五)に御年十七歳で崩御している。

(24) 本文に掲載した史料以外に、たとえば『文机談』(巻第一後半「堀河院御時明伶事」)には、「藤原宗輔—鳥羽院—近衛」といった伝授の流れが触れられている。

(25) 『管弦御伝授記 部類』(『伏旧』)。

(26) 永久二年二月十日、保安元年二月二日、保安三年二月十日、天治元年正月五日、大治三年正月二日、保延三年六月二十三日に行なわれた臨時御会や朝勤行幸など。(『御遊抄』続群書類従 第十九上)

(27) 『古今著聞集』(日本古典文学体系)巻第六「管弦歌舞第七」、「今鏡」(新訂増補国史大系)巻二「すべらぎの中」。

また、鳥羽院は笛のみならず、催馬楽(『中右記』天永三年三月十六日条)や朗詠も能くした。(『青柳隆志』「天皇と朗詠」『研究と資料』30—九九四年)

(28) 天皇の「御楽始」に習う曲目は万歳楽であり、その所以については後の雅楽の百科全書である『楽家録』(巻四十七 旧例第二十二始習之曲)から知ることができる。

(29) 「秦箏相承血脈」(『群書類従』第十九 巻第三四九)には「安芸局—後鳥羽院」という相承関係が見られる。

(30) 『琵琶秘曲伝授記』(『伏旧』)。尚、二条定輔については拙稿「二条定輔考」(東京音楽大学研究紀要15 一九九一年)を参照して頂きたい。

(31) 『楽書類聚』第三冊所収の「琵琶血脈」(『伏旧』)。同書の解題によると、『群書類従』第十九 巻三四九所収の「琵琶血脈」より、所収人名もはるかに多く、注記も詳細であるということである。

(32) 名著刊行会 第三。

(33) 『主上御笛始記』(『伏旧』)。

(34) 註(33)

(35) 『文机談』伏見宮本 巻第二後半「院御中人事」より、実教が忠実な

後白河院の近臣であつたことが知られる。

- (36) 御笛始の御師が後白河院により、また御琵琶始の御師が後鳥羽天皇自身によつて選定されるといつた相違は、恐らく、それぞれ「御楽始」が行なわれた時期が関係していると思われる。つまり、御笛始は元服した御年十歳の建久元年になされたのに対して（御書始も同じ年の建久元年十月一日なされている。『玉葉』同一条）、御琵琶始は十二、三歳頃であり、十三歳とすると後白河院の崩御後であり、院の影響力はないと言える。

- (37) 建久八年四月二十日 朝勤行幸（『御遊抄』統群書類従 第十九上）。母七条院の御在所三条院にて行なわれたもので、この時に御師藤原実教は、御笛師の賞として従二位に叙されている。

- (38) 『源家長日記』（石田吉貞、佐津川修二著『源家長日記全註解』二十八 朝勤行幸）。

- (39) このことは、後嵯峨院政期以降にも引き続き見られる。次章で簡単に触れるが、後深草天皇の御琵琶始にあたり、西園寺公相を御師とすべき後嵯峨院の院宣が出ており、御琵琶始の式次第についても上皇に奏覧するなど、上皇の深い関与が窺える。（『冷泉相国記』建長四年四月二十一日条 『伏旧』）

- (40) 『今鏡』（新訂増補国史大系）「藤波の中」。

- (41) 『中右記』（増補史料大成）寛治六年四月十二日条。

- (42) 『御遊抄』（『統群書類従』第十九 上）臨時御会 康和元年三月二十八日条。

- (43) 『中右記』（増補史料大成）康和四年三月十八日条。

- (44) 『同記』長治二年正月五日条。

- (45) 『御遊抄』（『統群書類従』第十九 上）朝勤行幸 建久八年四月二十一日「笛 主上御所作 御年二十 右衛門督実教、但不吹云々、候座、依御笛師」。

- (46) 『禁秘抄』御侍読事 「鳥羽院御笛（大政大臣）」、「懐竹抄」『体源鈔』「鳥羽院 御師匠 京極大相国宗輔」この他にも多くの史料に散見する。

- (47) 『中右記』（増補史料大成）保安元年十月二十一日条。

- (48) 『御遊抄』（『統群書類従』第十九上）大治三年正月二日条。

- (49) 『中右記』（増補史料大成）同一条。

- (50) 卷四十七 第二十四「御師範之例」堀河院の項。

- (51) 第一卷「古来以笙得名輩事」。

- (52) 卷十六 第十「鳳笙伝他之説」。

- (53) 時元は堀河天皇の御師であつただけではなく、関白藤原忠実の師匠も務めており、忠実の邸宅にしばしば呼ばれて、楽に関する質問を受けたり、笙の手ほどきをしたりしたことが『殿曆』に散見する。たとえば元永元年十月十日条「不三出行」、昨日笙吹時元終日習楽、翌日条「不三出行」、終日時元来習楽」と連日にわたり、笙の手ほどきをしている。

また、『胡琴教録』上、「楽曲第十」によれば、時元は藤原宗俊の家人でもあり、宗俊に笛や笙の手ほどきをしている。このように、楽人の特色の一つとして、天皇、権門、貴族と分け隔てなく仕えることにより、楽の家の安定をはかったといえよう。

- (54) 『楽書補任』保安四年の条には、「豊原時元（六月廿一日卒。年六十六）」とある

が、康平二年生まれとすると、年令に多少ずれが生じる。他の記録からも、時元が保安四年に六十六歳で死去したことは間違いないので、康平元年生まれとしておく。

- (55) 豊原時元については、平出久雄「豊原時元點描」上下（『東洋音楽研究』1、2 一九三八年）が詳しい。

- (56) 『楽家録』『体源鈔』『大家笛血脈』『鳳笙師傳相承』『豊原氏系図』『今鏡』『教訓抄』等。

- (57) 『増補史料大成』四二。

- (58) 『統群書類従』第十九上 巻第五二八。

- (59) 『群書類従』第五 系譜部 巻第六三。豊原氏の系譜を伝えるものは他にもいくつかあるが、詳しいことは、荻美津夫「南北朝期における楽人豊原氏について」（『雅楽界』59 一九八六年）を参照して頂きたい。

- (60) 平岡豊「後鳥羽院上北面について」（『国史学』一三〇号 一九八六年）。

時元の場合、『親長卿記』や「豊原氏系図」には「上北面」とあるが、平岡氏によれば、上北面の初見は文治四年であり、その確立は後白河院政期ということである。上記の史料はいずれも上北面成立後の記録であるから、この場合は厳密には上北面ではなく、北面に候したと考えるべきであろう。

- (61) 『今鏡』（新訂増補国史大系）「すべらぎの中」。

- (62) 『古今著聞集』（日本古典文学大系）巻第六 二六三。

- (63) 註(55)。

- (64) 『楽書補任』（『群書類従』第四 補任部 巻第四十七）

- (65) 本節で述べてきた以外にも、地下楽人でありながら天皇の御師と伝えられる人物が多く存在する。その例として、『文机談』巻第四前半「被引例事」の一部分を掲載しておく。

「はるかに先規をとぶらへば、当道の師範たりし仁、かならずしも浅位にやよるべき。祖師貞敏はくらみ従五位上、つかさ掃部の頭たりしかども、仁明・文徳・清和三代の師範たりき。源の脩はくらみ従下の五品、つかさ諸司の頭たりしかども、聖朝に烈して卿家の蒙をひらく。孝博は無官無位の藤三也しかども、妙音院これを宗匠とあをぎて、おほくの極曲を伝てこれを天聴にたてまつり給。これのみかは、宇多の天皇は石川の色好を御師とし、村上の聖代は御笛を秀高にならせ給。堀川院は神楽を助忠にめしとひき。先朝高倉聖主は御笛を清兼にならせをはしましき。佳例なんぞほかにもとめん。されども御師によりてたれか暗君とは申める。凡濃水あつまりて蒼海となり、みぢんあつまりて大山となる。諸道の例、又毛拳にいとまあらず。たとひ定輔、貧臣不肖の恥あるべしといふとも、相伝にわたくしなくばなんぞ朝辱たらんや。（下略）」

- (66) 『秦箏相承血脈』（『群書類従』第十九 巻第三四九）には「宗輔―若御前尼―二条院」という相承関係が見られる。また、『体源鈔』「帝王管弦沙汰之事」にも「二条院種尊」とある。

- (67) 『文机談』巻第三後半「二条院御比巴事」。

- (68) 二条天皇は康治二年（一一四三）に生まれ、在位したのは保元三年（一一五八）であり、「御楽始」の年令は九歳から十一歳頃であるから、

恐らく、在位する以前に御琵琶始が行なわれたと思われる。

尚、師長の音楽的な面に視点をあてた研究としては、榊泰純「妙音院師長の音楽と日本音楽史上の位置」(『仏教文学研究』2 一九六四年、後に『日本仏教芸能史研究』一九八〇年、所収。)がある。

(69) 『御遊抄』(『続群書類従』第十九 上)

(70) 「胡琴教録の舞台と人物」(『上智大学国文学論集』16 一九八三年)、「さしのきて聞くには花なくて下賤し—胡琴教録の師説—」(『上智大学国文学科紀要』1 一九八四年)、「貴人と楽人—中原有安略伝—」(『東洋音楽研究』53 一九八八年)。

(71) 『玉葉』建久五年二月二七日条。

(72) 『胡琴教録』(『群書類従』第十九 卷第三四四)に詳しい

(73) いずれも『伏見宮旧蔵楽書集成』一に所収されている。

～ 尚、同書に所収されている史料については、相馬万里子「『代々琵琶

(76) 秘曲伝受事」とその前後—持明院統天皇の琵琶—」が詳しい。

(77) 公相の妹姞子(大宮院)は、後嵯峨天皇の後宮に入り、後深草、亀山両天皇を出生する。

(78) 藤原博子が後深草天皇の幼少より、琵琶の手ほどきをしていた背景には、彼女自身が後深草天皇の父後嵯峨院の寵愛を受けていたことがあると言えよう。尚、博子については、榊泰純「中世宮廷女性の音楽の場と琵琶伝授」(『国文学踏査』7 一九六三年、後に『日本仏教芸能史研究』一九八〇年に所収。)が詳しい。

(79) 啄木の伝授については、「公種朝臣記」(『伏旧』)文永五年六月二五日条に見える。

(80) 「古代末期における価値観の変動」(『北海道大学紀要』16—1 一九六八年)。

(81) 源家郢曲の家である綾小路家とか、藤家朗詠の家である中御門家など、その例として挙げられる。